

社会福祉事業功労者表彰候補者推薦要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1 この要綱は、社会福祉法人宮城県社会福祉協議会社会福祉事業功労者表彰規程（以下「表彰規程」という。）第17条の規定に基づき、功労表彰候補者の推薦に関し必要な事項について定める。

第2章 表彰

(推薦書)

第2 表彰規程第2条第1号から第10号までに規定する表彰候補者の推薦書は、次に掲げる様式とする。

- (1) 民生委員・児童委員功労表彰候補者の推薦書は、表彰様式1号によるものとする。
- (2) 社会福祉協議会役職員功労表彰候補者の推薦書は、表彰様式2号によるものとする。
- (3) 社会福祉施設職員功労表彰候補者の推薦書は、表彰様式3号によるものとする。
- (4) 民間社会福祉団体等の役職員功労表彰候補者の推薦書は、表彰様式4号によるものとする。
- (5) ボランティア功労表彰候補者の推薦書は、表彰様式5号によるものとする。
- (6) ボランティアグループ功労表彰候補者の推薦書は、表彰様式6号によるものとする。
- (7) 優良社会福祉協議会功労表彰候補者の推薦書は、表彰様式7号によるものとする。
- (8) 優良民間社会福祉団体功労表彰候補者の推薦書は、表彰様式8号によるものとする。
- (9) 優良企業功労候補者の推薦書は、表彰様式9号によるものとする。
- (10) その他、本会会長が特に認めた功労表彰候補者の推薦書は、表彰様式10号によるものとする
(功労表彰候補者の推薦)

第3 前条各号に定める功労表彰候補者の推薦については、表彰規程第17条に規定するものの他、次に掲げる者から功労表彰候補者を推薦できるものとする。

- (1) 民生委員・児童委員功労表彰候補者の推薦は、当該市町村民生委員協議会と調整の上、当該市町村社会福祉協議会会長が推薦する。
- (2) 社会福祉協議会役職員功労表彰候補者の推薦は、当該市町村社会福祉協議会会長が推薦する。
- (3) 社会福祉施設職員功労表彰候補者の推薦は、民間については社会福祉施設を経営する法人、公立施設（公立保育所を除く。）についてはその施設長が推薦する。
- (4) 社会福祉施設職員功労表彰候補者で、公立保育所職員については当該市町村と調整の上、当該市町村社会福祉協議会会長が推薦する。
- (5) 民間社会福祉団体等（社会福祉施設を経営する法人を含む。）の役職員功労表彰候補者の推薦は、当該市町村社会福祉協議会会長及び民間社会福祉団体等（施設を経営する法人を含む。）が推薦する。
- (6) ボランティア（個人・グループ）功労表彰候補者の推薦は、当該市町村社会福祉協議会会長及び民間社会福祉団体等（社会福祉施設を経営する法人を含む。）並びに本会賛助会員の企業の代表者が推薦する。

(7) 優良社会福祉協議会の推薦は、宮城県社会福祉協議会会長が推薦する。

(8) 優良民間社会福祉団体の推薦は、当該市町村社会福祉協議会及び社会福祉施設を経営する法人が推薦する。

(9) 優良企業の推薦は、当該市町村社会福祉協議会及び民間社会福祉団体等（施設を経営する法人を含む。）が推薦する。

(推薦基準日)

第4 推薦の基準日は、当該年度の4月1日とする。

(推薦書の作成)

第5 推薦書の作成にあたっては、次の各号に注意して作成すること。

(1) 功労表彰候補者の氏名は、戸籍上の氏名を楷書で明記し、必ずふりがなを付すること。

(2) 勤続年数は、正確に記入すること。

(3) 業歴及び活動歴は、福祉関係のみとし、勤続年数が計算できるように記入すること。

(4) 功績内容は、要点のみを明確に記入すること。

(5) 表彰歴は、「いつ、誰から、何の功績で」受賞したかを記入すること。

(6) 推薦書は、A4版で作成のこと。

(7) 功労表彰候補者が多数に及ぶ場合は、推薦順位を付すること。

(推薦の制限)

第6 功労表彰候補者の推薦については、次の各号に掲げる方を推薦することはできない。

(1) 当該年度の社会福祉大会において、宮城県知事表彰に内申している方。

(2) 当該年度の社会福祉大会において、主催団体長表彰に内申している方。

第3章 感謝

(推薦書)

第7 表彰規程第13条第1項から第5号に規定する感謝候補者の推薦書は、次に掲げる様式とする。

(1) 個人を対象とする場合は、感謝様式12号-1によるものとする。

(2) 民生委員・児童委員及び主任児童委員を対象とする場合は、感謝様式12号-2によるものとする。

(3) 団体を対象とする場合は、感謝様式13号によるものとする。

(感謝候補者の推薦)

第8 前条各号に定める感謝候補者の推薦については、第3各号の規定を準用し、「功労表彰候補者」を「感謝候補者」と読み替える。

(推薦基準日)

第9 感謝候補者の推薦基準日は、第4の規定を準用する。

(推薦書の作成)

第10 推薦書の作成にあたっては、第5の規定を準用する。

(推薦の制限)

第11 感謝候補者の推薦については、表彰規程第3条から第11条までの表彰条件が具備されず、現職又は活動中の方で、将来功労表彰候補者の可能性のある方を推薦することはできない。

(推薦の特例)

第12 感謝候補者の推薦の特例として、表彰規程第3条から第11条までの表彰条件が具備されず、次の各号のいずれかに該当する方。

(1) 既に退職及び退任又は活動を中止して、表彰日以前1年以内の方で、表彰条件のいずれか一つの条件を満たしている方。

(2) 表彰日以後1年以内に退職及び退任又は活動を中止することが明らかで、表彰条件のいずれか一つの条件を満たす方で、将来功労表彰候補者の可能性のない方。

(委任)

第13 この細則に特別の定めがあるものを除く他、表彰規程の施行に関し必要な事項は別に定める

附 則

この細則は、平成13年6月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年10月11日から施行する。